

返戻金制度について

返戻金制度	
採用決定者が就業開始後（入社日起算日とします）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退社等」という）、当行は申込者の求めにより、報酬の一部を下記のとおり返還するものとします。ただし、退社等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。	
記	
退社等が	
（１）入社後１か月以内の場合	紹介手数料（成功報酬）の８０％
（２）入社後１か月超３か月以内の場合	紹介手数料（成功報酬）の５０％
（３）入社後３か月超６か月以内の場合	紹介手数料（成功報酬）の５％
（報酬には消費税および地方消費税を含みます）	
以　上	

許可番号 38-ユ-300149

事業所の名称 株式会社伊予銀行 法人コンサルティング部

事業所の所在地 愛媛県松山市二番町4丁目5番地1